

**新潟県地域の移動手段確保支援事業費補助金
募集要項（2次募集）**

1 目的

持続可能な地域公共交通の確保に向け、市町村等が地域の実情に応じて取り組む、住民の移動手段を確保するための取組を支援することを目的として、新潟県地域の移動手段確保支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて交付する。

2 事業の概要・補助対象経費

(1) 事業準備支援

事業期間	補助事業及び補助対象経費	補助率等
1年間	<p>地域の実情に応じた移動手段の確保・充実の検討のために実施する調査・計画策定等に必要経費。 （先進地視察費用、調査委託・取組計画策定に係る経費、専門家派遣に係る経費、住民等との打ち合わせに係る経費等）</p>	<p>補助率： 1 / 2 以内 （千円未満の端数は切り捨てる。）</p> <p>補助上限額： 2,500 千円</p>

(2) 事業実施支援

事業期間	補助事業及び補助対象経費	補助率等
<p>原則 1年間 (※1)</p>	<p>地域の実情に応じた移動手段の確保・充実に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の路線バスからの転換 ・既存の路線バスの最適化、再編 ・待合環境整備や利便性向上 <p>等、新たに実施する事業について必要経費。</p> <p>（車両購入・車両等関連施設整備に要する経費、デマンド、キャッシュレス、バスロケーション等システム導入に要する経費、バス等の待合環境整備に要する経費、バス・乗合タクシー等の実証運行に要する経費、公共交通マップ・総合時刻表等の作成に要する経費、公共交通・乗継情報等の提供に要する経費、割引運賃設定・企画切符発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない）等）</p>	<p>補助率： 1 / 2 以内 ただし、過疎地域等を含む取組は 2 / 3 以内 （千円未満切捨て） (※2) 1 補助上限額： 5,000 千円</p>
	<p>上記のうち、ICT を活用する次のいずれか2つ以上の項目に該当する事業</p> <p>① 複数交通モードが連携した事業 （鉄道×バスの取組等）</p>	<p>補助率： 1 / 2 以内 ただし、過疎地域等を含む取</p>

	② 公共交通と他分野のサービスが連携した事業（交通×福祉の取組等） ③ 交通資源のフル活用に係る事業（バスのドライバー・車両以外を活用する取組等）	組は 2 / 3 以内 (千円未満切捨て) (※2) 補助上限額： 10,000 千円
--	--	--

※1 1年間には実証に向けた準備期間を除く。また、1年間の実証運行結果を踏まえ、運行内容の改善、利便性の向上等、課題解決を図った上で、実証が継続される場合は、同一地域の同一運行であっても、さらに1年間の実証運行について、補助申請することができる。

※2 過疎地等を含む取組とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

- ・「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」で指定する地域
- ・国土交通省又は観光庁の依頼により作成する「交通空白」リストに記載されている又は記載する地域等に対応して実施されるものをいう。

3 補助対象者

市町村又は市町村と連携した民間事業者等

※ 法人格を有する社団・財団・NPO等の団体や公企業その他、協議会又は複数の主体で構成する任意団体を含む。協議会又は複数の主体で構成する任意団体は、定款や規約等の組織や活動の概要の分かる書類を提出すること。

4 募集スケジュール

受付期間 期間を設けず、予算の範囲内で随時受付する。

(令和8年度中に完了する事業に限る)

交付決定 申請書を受け付けたものから順次審査を行い、交付を決定する。

5 補助金の交付申請

(1) 提出書類

- ・補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）
- ・申請者の概要（別紙2）
- ・共同事業の概要（別紙3）
- ・取組計画（別紙4-1または別紙4-2）
- ・工程表（別紙5）

(2) 提出先及び提出方法

下記担当まで電子メールにより提出願います。

(3) 事前相談

補助金の交付申請書の提出の際は、事前に申請の内容等について相談願います。

【お問い合わせ】

新潟県交通政策局交通政策課

地域交通班 担当：仙田、八木

電話：025-280-5974

E-mail：ngt170060@pref.niigata.lg.jp